

等級及び職制上の段階ごとの職員数(令和8年4月1日現在)
行政職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		段階
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	
1級	定型的な業務を行う職務	159	6.9	事務員 技術員 初級消防士 計	104 18 37 159	159	6.9	事務員級
2級	1 知識又は経験を必要とする業務を行う職務 2 技能又は経験を必要とする業務を行う職務	414	17.9	初級主事 初級技師 中級消防士 計	280 69 65 414	785	33.9	主事級
3級	1 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務 2 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う職務	371	16.0	中級主事 中級技師 上級消防士 計	249 62 60 371			
4級	主任主事又は主任技師の職務	468	20.2	主任主事 主任技師 主任消防士 計	261 140 67 468	468	20.2	主任級
5級	主査又は専任主査の職務	462	20.0	主査 専任主査 窓口センター所長 保育園主任保育士 こじかこども園主任保育教諭 高山学園療育主任 家政高等専修学校教務主任 大清水まなび交流館長 主任学芸員 警防司令等 課付(無任) 計	361 75 4 4 2 1 1 1 7 4 2 462	462	20.0	主査級
6級	課長補佐又は専門員の職務	251	10.8	課長補佐 専門員 室長補佐 所長補佐 館長補佐 事務長補佐 センター長補佐 副センター長 保育園長 こじかこども園長 高山学園長 動物愛護センター所長 環境調査センター所長 環境センター所長 土木維持事務所東部出張所長 消防出張所長等 家政高等専修学校長補佐 東部学校給食センター長 大清水図書館長 向山図書館長 学芸専門員 事務局長補佐等 指導主事 事務指導主事 計	102 48 10 3 3 5 3 1 4 1 1 1 1 2 1 1 1 1 6 7 16 1 251	251	10.8	課長補佐級
7級	1 会計管理者の職務 2 課長の職務 3 主幹の職務	158	6.8	会計管理者 課長 室長 所長 館長 事務長 センター長 南消防署長 家政高等専修学校長 教育会館長 農業委員会事務局長 主幹 競輪事務所副所長 土木維持事務所所長 指揮隊長等 豊橋高等学校事務長 まちなか図書館長 美術博物館長 文化財センター所長 二川宿本陣資料館長 計	1 77 5 4 2 3 3 1 1 1 44 1 1 8 1 1 1 1 1 1 1 158	158	6.8	課長級
8級	1 次長の職務 2 困難な業務を行う課長の職務	12	0.5	次長 保健所長 動植物園長 監査委員事務局長 課長(副参与) 中消防署長 教育監 計	6 1 1 1 1 1 1 12	12	0.5	次・課長級
9級	部長の職務	20	0.9	部長 総合動植物公園長 市民病院事務局長 消防長 水道事業及び下水道事業管理者 議会局長 計	15 1 1 1 1 1 20	20	0.9	部長級
総計		2,315	100.0					

等級及び職制上の段階ごとの職員数(令和8年4月1日現在)

医療職給料表(一)

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	医師又は歯科医師の職務	150	61.2	主任医療技師	150	150	61.2	主任級
				計	150			
2級	副部長の職務	48	19.6	主査	1	47	19.2	次長級
				副部長	47			
				計	48			
3級	部長の職務	40	16.3	部長	39	40	16.3	部長級
				こども発達センター長	1			
				計	40			
4級	副院長又は医局長の職務	6	2.5	副院長	5	6		
				医局長	1			
				計	6			
5級	院長の職務	1	0.4	市民病院長	1	1		
				計	1			
総計		245	100.0					

医療職給料表(二)

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う薬剤師、診療放射線技師又は臨床検査技師(以下「薬剤師等」という。)の職務	18	6.1	医療技術員	18	18	6.1	技術員級
				計	18			
2級	困難な業務を行う薬剤師等の職務	136	45.8	医療技師	136	136	45.8	技師級
				計	136			
3級	特に困難な業務を行う薬剤師等の職務	67	22.5	主任医療技師	67	67	22.5	主任級
				計	67			
4級	主査の職務	46	15.5	主査	44	46	15.5	主査級
				専任主査	2			
				計	46			
5級	室長補佐の職務	18	6.0	室長補佐	14	18	6.0	課長補佐級
				専門員	1			
				薬局次長補佐	3			
				計	18			
6級	1 室長の職務 2 主幹の職務	10	3.4	室長	4	10	3.4	課長級
				主幹	5			
				薬局次長	1			
				計	10			
7級	局長の職務	2	0.7	診療技術局長	1	2	0.7	部長級
				薬局長	1			
				計	2			
総計		297	100.0					

医療職給料表(三)

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う助産師又は看護師(以下「看護師等」という。)の職務	70	8.3	医療技術員	70	70	8.3	技術員級
				計	70			
2級	困難な業務を行う看護師等の職務	418	49.6	医療技師	418	418	49.6	技師級
				計	418			
3級	特に困難な業務を行う看護師等の職務	222	26.4	主任医療技師	222	222	26.4	主任級
				計	222			
4級	主任看護師の職務	90	10.7	主任看護師	82	90	10.7	主査級
				主査	3			
				看護専門学校主任専任教員	5			
				計	90			
5級	科長補佐又は看護師長の職務	34	4.0	科長補佐	5	34	4.0	課長補佐級
				看護師長	22			
				専門員	1			
				室長補佐	1			
				センター長補佐	2			
				看護専門学校副校長補佐	1			
				看護専門学校教務主任	2			
計	34							
6級	1 科長の職務 2 主幹の職務	7	0.9	科長	4	7	0.9	課長級
				主幹	1			
				患者総合支援センター副センター長	1			
				看護専門学校副校長	1			
				計	7			
7級	1 局長の職務	1	0.1	看護局長	1	1	0.1	部長級
				計	1			
総計		842	100.0					

等級及び職制上の段階ごとの職員数(令和8年4月1日現在)

技能労務職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 用務員等の職務 2 定型的な業務を行う職務 3 単純な労務作業の職務	33	8.2	労務員	33	33	8.2	労務員級
				計	33			
2級	一般の技能又は経験を必要とする業務を行う職務	64	15.9	初級労務主事	29	131	32.6	主事級
				初級労務技師	35			
3級	相当の技能又は経験を必要とする業務を行う職務	67	16.7	中級労務主事	25	158	39.3	主任級
				中級労務技師	42			
4級	高度の技能又は経験を必要とする業務を行う職務	158	39.3	主任労務主事	48	158	39.3	主任級
				主任労務技師	110			
5級	1 業務長の職務 2 主任生活相談員の職務	59	14.7	業務長	54	59	14.7	業務長級
				課付(無任) センター付(無任)	4 1			
6級	総括業務長の職務	21	5.2	総括業務長	15	21	5.2	総括業務長級
				課付(無任) 園付(無任)	5 1			
総計		402	100.0	計	21			

等級及び職制上の段階ごとの職員数(令和8年4月1日現在)

市費負担教員給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1級	講師の職務	-	-	-	-
2級	教諭の職務	1	100.0	教諭	1
				計	1
総計		1	100.0		

等級及び職制上の段階ごとの職員数(令和8年4月1日現在)

特定任期付給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1号給	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を 活用して業務に従事する職務	-	-	-	-
2号給	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を 活用して困難な業務に従事する職務	-	-	-	-
3号給	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を 活用して特に困難な業務に従事する職務	-	-	-	-
4号給	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を 活用して特に困難な業務に従事する職務	1	100.0	主幹 計	1 1
5号給	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を 活用して特に困難な業務で重要なものに従事する職務	-	-	-	-
6号給	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する 者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要な ものに従事する職務	-	-	-	-
7号給	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する 者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に 重要なものに従事する職務	-	-	-	-
総計		1	100.0		